



2025年11月13日

各 位

会社名 株式会社 不動テトラ
代表者名 代表取締役社長 奥田 真也
(コード番号 1813 東証プライム)
問合せ先 管理本部 総務部長 柏木 淳一
(TEL 03-5644-8506)

2026年3月期第2四半期（中間期）決算発表の延期及び
2026年3月期半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、本年10月29日付「特別委員会による調査終了見込みの変更及び特別委員会の委員追加に関するお知らせ」において、「架空発注等の再発防止に関する特別委員会」（以下「特別委員会」といいます。）による、活動（調査）終了時期の見込みを、本年10月下旬から本年11月下旬へ変更することについてお知らせし、2026年3月期第2四半期（中間期）決算発表の延期の要否について、検討を進めてまいりましたが、特別委員会の調査完了前に中間連結財務諸表の数値を確定することはできないとの判断に至り、金融商品取引法第24条の5第1項の提出期限までに第80期（2026年3月期）半期報告書を提出できることとなりましたので、本日開催の取締役会において、当該決算発表を延期するとともに、企業内容等の開示に関する内閣府令第18条の2第1項に基づき、当該半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局に提出することを決議し、本日、当該延長承認申請書を関東財務局に提出いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 対象となる半期報告書

第80期（2026年3月期）半期報告書
(自2025年4月1日至2026年3月31日)

2. 延長前の提出期限

2025年11月14日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2026年1月13日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社におきましては、2025年2月7日付「当社従業員による架空発注等に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、当社に勤務する複数名の従業員が、特定の工事資機材販売業者に対し、水増し又は架空発注を行っていたことが判明しました（以下「本事案」といいます。）。

当社は、事態を厳粛に受け止め、本事案について客觀性かつ透明性のある調査を行い、原因を明らかにすることにより、再発防止策の提言を受けることが必要であると判断し、当社と利害関係を

有しない外部専門家2名（弁護士1名、公認会計士1名）及び当社の社外取締役監査等委員（弁護士）を委員として、社内調査委員会を発足させる旨を2025年1月27日開催の取締役会で決議し、社内調査委員会による調査を開始いたしました。

そして、2025年3月31日付「社内調査委員会の調査報告書受領及び再発防止策等に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、社内調査委員会による調査により当社従業員による不適切な取引が判明し、当社は当該調査結果を踏まえて、2025年5月9日付「再発防止策詳細実行計画のお知らせ」にて当社ホームページに掲載しましたとおり、再発防止策詳細実行計画を策定し、各種施策に取り組んでまいりました。

しかし、本事案に関して、当社の株主より、社内調査委員会の調査報告書が原因究明及び再発防止の両面で不十分とのご指摘や、SR活動を通じて機関投資家から様々なご意見を頂戴しました。当社は、そのようなご指摘やご意見を真摯に受け止め、本事案に対する当社の取組みの姿勢にいささかでも疑念を生じさせるようなことがあってはならないとの観点から、再発防止策の実効性をより高めるため、2025年8月6日付「特別委員会設置に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、当社及び特定の主要株主と利害関係を有しない外部の専門家により構成する特別委員会を設置することを決議いたしました。

特別委員会は、当初、2025年10月下旬を目途に活動（調査）を終了する見込みでしたが、2025年10月29日付「特別委員会による調査終了見込みの変更及び特別委員会の委員追加に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、特別委員会による調査の過程において、新たな調査・確認を要する事項が生じたことから、特別委員会より、当初の目途であった2025年10月下旬の活動（調査）終了が不可能との報告を受けました。そのため、当社は、追加の調査・確認のため、特別委員会の委員を1名追加選任するとともに、その活動（調査）が終了し、当社が特別委員会から報告書を受領する見込みを、2025年11月下旬へと変更しております。

当社は、特別委員会の調査結果を踏まえて、2026年3月期中間連結財務諸表への影響を評価し、決算を確定し、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人による期中レビュー手続及び追加の監査手続等を受ける必要があるところ、現時点では、上記のとおり特別委員会による調査が完了していないため、当社において、中間連結財務諸表の数値を確定することができず、延長前の提出期限までに同監査法人の期中レビュー報告書を受領できないと判断し、当該半期報告書の提出期限の延長申請を行うことを決定のうえ、当該半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を提出いたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

なお、2026年3月期第2四半期（中間期）決算短信については、延長が承認された場合の半期報告書の提出期限と同じく2026年1月13日までに公表します。

また、特別委員会の調査報告書につきましては、2025年11月下旬に受領する予定であり、受領後は速やかにお知らせいたします。

株主の皆様、お取引先をはじめ関係者の皆様にはご心配とご迷惑をおかけいたしますこと、衷心より深くお詫び申し上げます。

以上